

第6章 計画推進体制

1. 推進体制

計画を推進するためには、地域住民、様々な団体、社会福祉協議会、行政が協働し、この地域では何が必要か話し合い、地域の合意と関係機関の協力のもと、スクラムを組んで活動を進めていくことが必要です。

その話し合いをする場（組織）が、下記の「みんなで福祉のまちづくり委員会」、「みんなで福祉のまちづくり地区部会」及び「専門部会」であり、それぞれの組織が互いに連携しながら計画を推進していきます。

2. みんなで福祉のまちづくり委員会

この委員会では、佐川町全体の計画について進行管理を行います。

計画の進捗状況の把握や評価をPDCAサイクル（計画→実行→評価→改善）により実施するとともに、町全体の取り組みについての検討・実施、各地区部会・専門部会の取り組み支援などを話し合います。

全体計画の各年度における取組方針や進捗評価などを話し合う定例総会を年1回開催するとともに、必要に応じて臨時の会議を開催します。

3. みんなで福祉のまちづくり地区部会

地区（佐川・斗賀野・尾川・黒岩・加茂）毎の活動について検討・実施する部会です。

地区部会は、地区計画の推進主体として、地域の拠点であるあったかふれあいセンターや集落活動センター、関係団体や地区内の自治会との連携・調整を図り、地区計画の進行管理を行います。また、町全体計画に基づく地区内の活動にも取り組みます。各地区で活動している団体や個人により構成し、年数回程度、各地区の実情に合わせた形で会議（話し合い）を行います。会議には必要に応じて、事務局及び町行政・町社会福祉協議会の職員も同席し、地域と行政・社会福祉協議会が一体となって地区計画の取り組みを推進します。

4. 専門部会

地区を越えた同一の分野で必要に応じて専門部会を設置し、課題について検討・実施を行う部会です。

専門部会は、特定の課題について地区の中だけでは解決が難しいようなものやその他必要に応じて設置し、関係者等が集まって課題に取り組みます。

【推進体制図】

